

フリーランス法

制定の意義と法執行の展望

東京大学
滝澤 紗矢子

内容

1. フリーランス法制定の背景とその意義
2. フリーランス法勧告 3 事例等の特徴
：主に下請法との比較を中心に
 - 条文
 - ガイドライン
 - 勧告 3 事例
 - 指導事例

フリーランス法制定の背景

日本型雇用慣行：男性中心の終身雇用制度からの転換、
企業形態や雇用の流動化

- 「働き方の多様化の進展」（1条）
 - フリーランスとして働く人の増加：462万人
一人親方、営業、講師・インストラクター、デザイン・コンテンツ制作、
スポーツ選手、俳優・タレント、ギグワーカー
 - 職種の専門化、デジタル化、プラットフォームによる仲介
- 個人取引の限界：搾取的取引の問題が顕在化
 - フリーランスを保護するための法規制が過少であるという認識
 - 個人 v 組織：交渉力・情報収集力等の格差

個人の役務提供取引に対する広く薄い規律

- 労働契約法・労働基準法：「労働者」に対して適用
- 俄に脚光＝独占禁止法：役務提供取引一般に適用可能
「人材と競争政策に関する検討会報告書」（CPRC, 平成30年）
：役務提供取引に対する法執行を控える運用を是正する方向性
but 優越的地位濫用規制：迅速な法執行困難
- 下請法：優越的地位濫用規制の特別法的役割
定型的に簡易迅速な法執行
 - 適用対象取引が限られる

労働法、独禁法・下請法の規制の間隙を埋める要請

フリーランス法 第2章

「取引適正化」：搾取規制

- 下請法を雛型とし、これを拡張する規定
 - 遵守事項の明確化（3条～5条）
 - 法執行（6条～11条）：中心は、勧告（8条）
- 法執行の主体
 - 公取委・中企庁

→ 下請法（優越的地位濫用）との重複

適用関係等：執行ガイドライン

「特定受託事業者に係る取引の適正化等に関する法律と独占禁止法及び下請法との適用関係等の考え方」（令和6年5月31日、公取委）

= 執行ガイドライン

- 原則として、**フリーランス法を優先適用**（2、3）。ただし、下請法のみ違反する行為も行っている場合には、全体について下請法を適用する可能性（3）

特別法は一般法に優先

下請法・フリーランス法 □ 優越的地位濫用（独禁法）

下請法 □ フリーランス法 ？

フリーランス法 第2章 ：適用対象取引

- 適用対象取引の類型的把握

「個人対組織」のB to B取引が主な適用対象

個人 = 特定受託事業者（2条1項）

組織 = 特定業務委託事業者（2条6項）

「業務委託」下請法に準じつつ、広げる

eg. 役務提供委託：自家使用役務も含む

適用対象となるフリーランス

- 「特定受託事業者」（2条1項）

1号：業務委託の相手方である事業者で、従業員を使用しないもの

2号：法人であって、一の代表者以外に他の役員がなく、かつ、従業員を使用しないもの

* 「事業者」の定義はない

←独禁法2条1項？（Q&A Q6）

→「個人対組織」の構造的格差を背景とした取引を定型的に捕捉

適用対象：「特定受託事業者」の把握

「従業員使用の有無」が主なポイント

* 特定業務委託事業者側からわかりにくいという問題

Q & A : Q7 ~ Q18

解釈ガイドライン

• 継続的雇用関係

: 短時間・短期間等の一時的に雇用される者は含まない。

① 1週間の所定労働時間が20時間以上、かつ、

② 31日以上雇用されることが見込まれる労働者は、該当

• いつどのように確認するか？

判断基準時：原則として業務委託時 cf. 行為時

法的安定性、遵守容易性重視：確認内容を記録しておくことが望ましい。

本法律が適用される



特定業務委託事業者（組織）



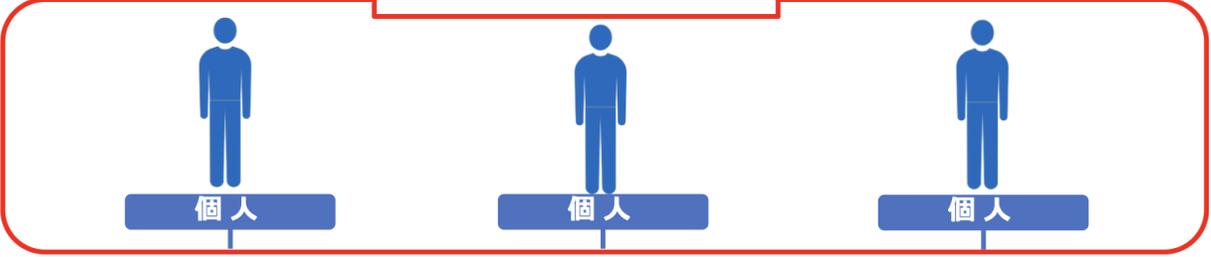
本法律は適用されない



特定受託事業者
業務委託の相手方
であって**従業員を
使用しないもの**

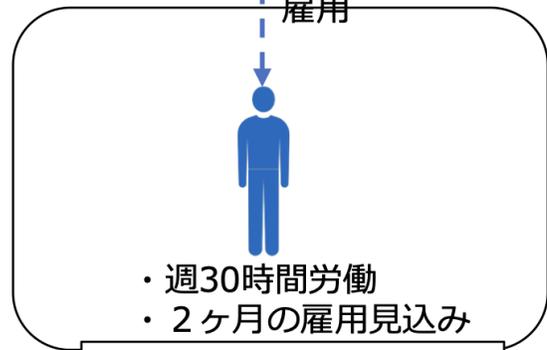
従業員
週所定労働時間が
20時間以上
かつ
31日以上
の雇用見込み

「特定受託事業者」



「従業員」に該当しない

「特定受託事業者」
に該当しない



「従業員」に該当する

勧告 3 事例等

- 株式会社光文社に対する勧告
(令和7年6月17日、公取委)
- 株式会社小学館に対する勧告
(令和7年6月17日、公取委)
→ 「光文社・小学館勧告」
- 島村楽器株式会社に対する勧告
(令和7年6月25日、公取委)
→ 「島村楽器勧告」
- フリーランス法に基づく指導
(令和7年3月28日、公取委)
→ 「指導」

勧告 3 事例等の全般的特徴

- 業務委託の相手方が特定受託事業者（＝従業員を使用しない）であると比較的わかりやすい事例
- 典型的にフリーランス問題が指摘されてきた分野対象
 - ： 下請法（製造委託に係る規制事例が多い）をはじめ
他法による法執行が行われにくい取引
→ 立法趣旨に沿う法執行

光文社・小学館勧告

取引条件明示義務違反（3条1項）

期日における報酬支払義務違反（4条5項）

- 下請法の親事業者要件を満たす資本金額
：1800万円、1億4700万円
- 業務委託内容：下請法の規制対象取引と対象外取引の混在
：原稿、写真データ、イラスト等の作成：情報成果物提供委託
：ヘアメイクの実施等：役務提供委託（自家使用役務）？
：撮影道具等の手配等：役務提供委託（自家使用役務）？

Cf. 下請法 KADOKAWA及びKADOKAWA LifeDesign に対する勧告(令和6年11月12日)事案における対象取引と類似

島村楽器勧告

取引条件明示義務違反（3条1項）

期日における報酬支払義務違反（4条5項）

不当な経済上の利益提供要請の禁止違反（5条2項1号）

- 下請法の親事業者要件を満たす資本金額
： 1億円
- 業務委託内容：下請法の規制対象外取引が多い？
 - ： ミュージックスクールにおいて行う消費者向けのレッスン、体験レッスン、スクール短期レッスン等の実施、音楽教室主催発表会や音楽イベントでの演奏や運営等の実施等
 - ： 役務提供委託（自家使用役務）？

勧告 3 事例の特徴：全体

- 「取引条件の明示義務」 = 最も基本的遵守事項
- 「期日における報酬の支払義務」 = 基本的遵守事項

→ 3 事例全てで勧告対象

指導事例も同様

cf. 下請法勧告：上記に相当する義務違反最近事例少ない

- 島村楽器勧告のみ「不当な経済上の利益提供要請の禁止」

：1ヶ月以上業務委託を行う場合（施行令1条）

cf. 下請法勧告：不当な経済上の利益提供要請事例多い

勧告 3 事例の特徴：適用関係

下請法に該当しない取引と該当しうる取引が渾然一体全体としてフリーランス法で問題に（煩雑さを回避）



- ・ 個別事案における下請法等との調整は？
 - ・ 公取委内、中小企業庁、他省庁等
- ・ 下請法等で熱心に規制している分野（製造、物流、建設等）との棲み分け？
- ・ フリーランス・トラブル110番

勧告 3 事例の特徴：支払遅延

- 島村楽器勧告（3）アでは、「役務の提供を受けた日から起算して60日を超える期日」に「報酬を支払った」
- 島村楽器勧告（3）イ、光文社・小学館勧告では、支払ったかどうか不明
 - 速やかに支払う旨の勧告はされていない（既に支払った？）
 - cf. 下請法レリアンに対する勧告（令和2年2月14日）
 - 下請法カバーに対する指導（令和6年10月25日）
- 下請法と異なり、遅延利息の支払はない

勧告 3 事例の特徴：経済上の利益提供

「合計 19 回の体験レッスンを無償で行わせていた」

- 経済上の不利益の具体的金額の明示なし
Cf. 下請法勧告：明示しているものも多い
- 当該体験レッスンの対価に相当する額を、速やかに支払う旨勧告あり（勧告時には支払っていない）